

平成30年度 函館市保育料（3歳，4歳以上）

【保育料基準額表】

単位：円／月

階層区分	扶養児童数2人以下 / 扶養児童数3人以上		多子 カウント 判定階層	保育料（標準時間）		保育料（短時間）	
				3歳	4歳以上	3歳	4歳以上
A	生活保護世帯または支援給付世帯		-	0	0	0	0
B	市町村民税が課税されていない世帯		-	0	0	0	0
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯		ア イ	5,300 <2,650>	5,300 <2,650>	5,100 <2,550>	5,100 <2,550>
C2	24,300円未満	3,000円未満	ア イ	9,600 <4,800>	9,600 <4,800>	9,400 <4,700>	9,400 <4,700>
C3	24,300円以上 48,600円未満	3,000円以上 6,000円未満	ア イ	13,900 <6,000>	13,900 <6,000>	13,600 <6,000>	13,600 <6,000>
D1	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	48,600円以上 53,100円未満	ア イ	17,500 <6,000>	17,500 <6,000>	17,100 <6,000>	17,100 <6,000>
D2		53,100円以上 57,700円未満	6,000円以上 10,500円未満	ア イ	19,000 <6,000>	19,000 <6,000>	18,600 <6,000>
D3	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	57,700円以上 62,100円未満	ウ イ	19,000 <6,000>	19,000 <6,000>	18,600 <6,000>	18,600 <6,000>
D4		62,100円以上 77,101円未満	10,500円以上 15,100円未満	ウ イ	22,300 <6,000>	22,300 <6,000>	21,900 <6,000>
D5	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	77,101円以上 80,600円未満	ウ	22,300	22,300	21,900	21,900
D6		80,600円以上 98,600円未満	15,100円以上 19,500円未満	ウ	25,600	25,600	25,200
D7	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	98,600円以上 116,600円未満	ウ	30,000	28,900	29,400	28,300
D8		116,600円以上 134,600円未満	19,500円以上 34,501円未満	ウ	33,500	31,500	32,900
D9	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	134,600円以上 158,200円未満	ウ	37,100	34,000	36,500	33,400
D10		158,200円以上 171,900円未満	34,501円以上 38,000円未満	ウ	40,600	36,600	40,000
D11	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	171,900円以上 294,900円未満	ウ	41,300	36,600	40,400	36,000
D12		294,900円以上 366,900円未満	38,000円以上 56,000円未満	ウ	41,900	36,600	41,000
D13	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	366,900円以上 416,400円未満	ウ	42,600	36,600	41,700	36,000
D14		416,400円以上 456,600円未満	56,000円以上 74,000円未満				
D15	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	456,600円以上 491,700円未満	ウ	42,600	36,600	41,700	36,000
D16		491,700円以上 523,800円未満	74,000円以上 92,000円未満				
D17	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	523,800円以上 556,800円未満	ウ	42,600	36,600	41,700	36,000
		556,800円以上 589,800円未満	ウ				
		589,800円以上	ウ				

- 1 児童の満年齢は、平成30年3月31日時点の満年齢です。
年度内に満3歳に到達したお子さんは2号認定となりますが、年度中の保育料は3歳未満の保育料となります。
- 2 保育料は、保護者の市町村民税額（4月分から8月分は前年度，9月分から翌3月分は当該年度）により決定します。
保育料算定の際，市町村民税所得割額を計算する場合には，調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。
- 3 世帯の扶養児童数は，4月分から8月分は前年度，9月分から翌3月分までは当該年度の市町村民税における
1 9歳未満の扶養親族数ですので，現在の扶養状況と異なる場合があります。
- 4 扶養児童数が3人以上の場合は，次の計算方法で算定した保護者の市町村民税所得割額の合算により階層を算定します。
(1) 年少扶養控除等の算出額
扶養している児童について次の算定によって控除額を算出します。
① 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が200万円以下の方
16歳未満の扶養親族の数 × 21,300円 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 11,100円
② 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が200万円を超える方
16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円
(上記「合計課税所得金額」は，16歳未満扶養親族の数×33万円，16歳以上19歳未満扶養親族の数×12万円控除後の金額となります。)
(2) 階層の算定方法
上記(1)によって算出した控除額を保護者の個人市町村民税所得割額から控除した額が保育料算定の税額となります。
この額をもって左表の基準額表から階層を算定します。

【例】 16歳未満の子どもを3人扶養し，合計課税所得金額が250万円，市町村民税所得割額が150,000円の方
 [合計課税所得金額] 2,500,000円 - (330,000円×3人) = 1,510,000円 → 200万円以下
 [控除額] 16歳未満の扶養親族 3人×21,300円 = 63,900円
 [基準額] 市町村民税所得割額 150,000円 - 63,900円 = 86,100円
 [階層] D6
- 5 階層区分のAに該当する世帯は，生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。
- 6 多子カウント判定階層が「ア」で生計を一にする子ども（年齢は問いません。）が2人以上いる世帯は，年齢の高い子どもから数えて第1子が左表の保育料の上段の額の全額，第2子は半額，第3子以降は無料となります。
なお，多子カウント判定階層が「イ」で，ひとり親世帯または障がい児（者）のいる世帯の場合は，年齢の高い子どもから数えて第1子が左表の保育料の（ ）内の額，第2子以降は無料となります。（生計を一にする子どもの第1子の年齢は問いません。）
◆ 「生計を一にする子ども」が別居している場合は，生計を一にしていること（仕送りをしている等）を記載した申立書の提出が必要となります。
なお，「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は，支給認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類（戸籍謄本等）も必要となります。
- 7 多子カウント判定階層が「ウ」で，同一世帯に認可保育所，幼稚園，認定こども園，地域型保育事業，特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍，または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子どもが2人以上いる場合の保育料は，これらの子どもを兄弟姉妹として含めた年齢の高い順に左表の保育料の全額・半額・無料となります。

平成30年度 函館市保育料（3歳未満）

【保育料基準額表】

単位：円／月

階層区分	多子 カウント 判定階層		保育料（標準時間）	保育料（短時間）	
	扶養児童数2人以下	扶養児童数3人以上	3歳未満	3歳未満	
A	生活保護世帯または支援給付世帯		0	0	
B	市町村民税が課税されていない世帯		0	0	
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯		7,800 (3,900)	7,600 (3,800)	
市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	C2	24,300円未満	3,000円未満	12,300 (6,150)	12,100 (6,050)
		24,300円以上 48,600円未満	3,000円以上 6,000円未満	16,700 (7,850)	16,400 (7,700)
	D1	48,600円以上 53,100円未満	6,000円以上 10,500円未満	20,400 (9,000)	20,000 (9,000)
		D2	53,100円以上 62,100円未満	10,500円以上 19,500円未満	21,800 (9,000)
	D3		62,100円以上 77,101円未満	19,500円以上 34,501円未満	25,100 (9,000)
		D4	77,101円以上 80,600円未満	34,501円以上 38,000円未満	25,100
	D5		80,600円以上 98,600円未満	38,000円以上 56,000円未満	28,500
		D6	98,600円以上 116,600円未満	56,000円以上 74,000円未満	32,900
	D7		116,600円以上 134,600円未満	74,000円以上 92,000円未満	36,400
		D8	134,600円以上 158,200円未満	92,000円以上 115,600円未満	40,000
	D9		158,200円以上 169,000円未満	115,600円以上 126,400円未満	43,600
		D10	169,000円以上 171,900円未満	126,400円以上 129,300円未満	43,600
	D11		171,900円以上 294,900円未満	129,300円以上 255,300円未満	47,600
		D12	294,900円以上 366,900円未満	255,300円以上 327,300円未満	51,700
	D13		366,900円以上 416,400円未満	327,300円以上 376,800円未満	55,800
		D14	416,400円以上 456,600円未満	376,800円以上 417,000円未満	59,700
	D15		456,600円以上 491,700円未満	417,000円以上 452,100円未満	64,400
D16		491,700円以上 523,800円未満	452,100円以上 484,200円未満	69,000	67,800
	D17	523,800円以上 556,800円未満	484,200円以上 517,200円未満	73,700	72,100
D17		556,800円以上 589,800円未満	517,200円以上 550,200円未満	78,400	76,800
	D17	589,800円以上	550,200円以上	86,200	84,600

- 1 児童の満年齢は、平成30年3月31日時点の満年齢です。
年度内に満3歳に到達したお父さんは2号認定となりますが、年度中の保育料は3歳未満の保育料となります。
- 2 保育料は、保護者の市町村民税額（4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度）により決定します。
保育料算定の際、市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。
- 3 世帯の扶養児童数は、4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分までは当該年度の市町村民税における
1 9歳未満の扶養親族数ですので、現在の扶養状況と異なる場合があります。
- 4 扶養児童数が3人以上の場合は、次の計算方法で算定した保護者の市町村民税所得割額の合算により階層を算定します。
(1) 年少扶養控除等の算出額
扶養している児童について次の算定によって控除額を算出します。
① 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が200万円以下の方
16歳未満の扶養親族の数 × 21,300円 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 11,100円
② 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が200万円を超える方
16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円
（上記「合計課税所得金額」は、16歳未満扶養親族の数×33万円、16歳以上19歳未満扶養親族の数×12万円控除後の金額となります。）
(2) 階層の算定方法
上記(1)によって算出した控除額を保護者の個人市町村民税所得割額から控除した額が保育料算定の税額となります。
この額をもって左表の基準額表から階層を算定します。
【例】 16歳未満の子どもを3人扶養し、合計課税所得金額が250万円、市町村民税所得割額が150,000円の方
[合計課税所得金額] 2,500,000円 - (330,000円×3人) = 1,510,000円 → 200万円以下
[控除額] 16歳未満の扶養親族 3人×21,300円 = 63,900円
[基準額] 市町村民税所得割額 150,000円 - 63,900円 = 86,100円
[階層] D6
- 5 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。
- 6 多子カウント判定階層が「ア」で生計を一にする子ども（年齢は問いません。）が2人以上いる世帯は、年齢の高い子どもから数えて第1子が左表の保育料の額（〈 〉）がある場合は上段の額）の全額、第2子以降は無料となります。
なお、多子カウント判定階層が「イ」で、ひとり親世帯または障がい児（者）のいる世帯の場合は、年齢の高い子どもから数えて第1子が左表の保育料の〈 〉内の額、第2子以降は無料となります。（生計を一にする子どもの第1子の年齢は問いません。）
◆ 「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること（仕送りをしている等）を記載した申立書の提出が必要となります。
なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、支給認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類（戸籍謄本等）も必要となります。
- 7 多子カウント判定階層が「ウ」で、同一世帯に認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子どもが2人以上いる場合の保育料は、これらの子どもを兄弟姉妹として含めた年齢の高い順に左表の保育料の全額・半額・無料となります。